

## 表彰及び感謝状の贈呈に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、公益社団法人隊友会（以下「本会」という。）が行う表彰及び感謝状の贈呈（以下「表彰等の実施」という。）に関する基準及び手続き等について必要な事項を定めることを目的とする。

### (表彰)

第2条 表彰は、隊友会の正会員及び県隊友会以下の地方組織が、次の各号に該当する場合、これを実施する。

- (1) 各種事業を活発に行い、特に公益事業に関する活動が良好であること
- (2) 正会員の増勢及び会務運営活動が良好であること
- (3) 永年にわたり継続して正会員であり、その業績が顕著で他会員の模範であること
- (4) その他理事長が必要と認めた場合

### (感謝状の贈呈)

第3条 感謝状は、前条の表彰対象者以外の個人並びに団体及び部隊・駐屯地・基地等（以下「団体等」という。）が、隊友会の育成と拡充発展に貢献し次の各号に該当する場合、これを贈呈する。

- (1) 隊友会が行う諸事業に寄与し、その功績が著しいこと
- (2) 隊友会行事に対する直接支援の功績が著しいこと
- (3) 正会員への入会促進支援の功績が著しいこと
- (4) その他理事長が必要と認めた場合

### (表彰等の実施区分)

第4条 表彰等の実施区分は、定時総会時に行う定時表彰と必要に応じその都度行う臨時表彰とする。

(上申手続及び審査要領等)

第5条 複数の県隊友会をもって構成する組織の長及び県隊友会長（以下「県隊友会長等」という。）は、第2条及び第3条に該当する候補者の上申については、定時表彰の場合は毎年4月20日までに、臨時表彰の場合は1ヶ月前までに、別紙第1～第4の様式により実施するものとする。

また、地域担当執行役及び隊友会事務局長は、県隊友会及び県隊友会長等の表彰について、その都度 上申に係わる意見具申をすることができる。

2 前項により上申されたものについては、理事長が審査決定する。

(表彰の実施基準)

第6条 定時表彰の実施基準は、次による。

- (1) 正会員に対する表彰は、各県隊友会毎正会員数1千名まで2件、更に1千名を増す毎に1件を加えた件数とする。
- (2) 地方組織に対する表彰は、20件とする。

(県隊友会長等が行う表彰等の実施)

第7条 県隊友会長等が行う表彰等の実施は、県隊友会長等の定めるところによる。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、表彰等の実施に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、本会の設立登記のあった日（平成23年4月1日）から施行する。

正会員表彰候補上申書

隊友会

推薦順位	(ふりがな) 候補者氏名	所属支部 役職名等	推 薦 理 由

地方組織表彰上申書

隊友会

推薦順位	(ふりがな) 候補組織名	推 薦 理 由

個人感謝状贈呈候補上申書

隊友会

推薦順位	(ふりがな) 候補者氏名	所属団体 役職名等	推 薦 理 由

団体等感謝状贈呈候補上申書

隊友会

推薦順位	(ふりがな) 候補団体等名	推 薦 理 由